

陸上自衛隊災害補償規則

平成6年2月15日
陸上自衛隊達第32-8号

改正	平成7年9月12日達第32-8-1号	平成9年1月17日達第122-132号
	平成10年3月25日達第32-8-2号	平成12年3月24日達第32-8-3号
	平成12年12月14日達第32-8-4号	平成14年3月25日達第32-8-5号
	平成15年3月7日達第32-8-6号	平成16年1月9日達第32-8-7号
	平成18年3月26日達第32-8-8号	平成18年7月26日達第32-8-9号
	平成19年1月9日達第122-215号	平成19年3月28日達第32-8-10号
	平成19年8月27日達第32-8-11号	平成20年4月23日達第32-8-12号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成21年3月18日達第32-8-13号
	平成21年7月31日達第122-235号	平成22年3月15日達第122-238号
	平成23年5月17日達第32-8-14号	平成28年3月30日達第32-8-16号
	平成28年8月8日達第32-8-17号	平成30年3月23日達第32-8-18号
	平成31年4月19日達第122-302号	令和元年6月27日達第122-303号

防衛庁職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第16条の規定に基づき、陸上自衛隊災害補償規則（昭和49年陸上自衛隊達第32-8号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 富澤 暉

陸上自衛隊災害補償規則

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 補償及び福祉事業の実施手続（第4条-第22条）
- 第3章 帳簿、記録及び報告（第23条-第25条）

附則

別紙

- 第1 機関等に勤務する陸上自衛官に係る担当駐屯地業務隊長等
- 第2 公務（通勤）災害発生報告書（法定第3号）
- 第2-2 公務（通勤）災害発生報告書（法定第15号）
- 第3 診断書（意見書、病歴書）
- 第4 死亡者諸給付等報告書
- 第5 公務（通勤）災害非該当通知書
- 第6 療養費（療養補償）支払指示書
- 第7 支給決定通知書
- 第8 福祉事業承認通知書
- 第9 補償非該当通知書
- 第10 福祉事業不承認通知書
- 第11 災害補償金等支払指示書
- 第12 災害補償治癒報告書
- 第13 更生指導希望者名簿
- 第14 災害補償原簿
- 第15 災害補償通知簿（災害補償通知書）
- 第16 災害補償通知簿（補償・福祉の決定・承認通知書）

- 第17 災害補償通知簿（治癒認定通知書）
- 第18 災害補償台帳
- 第19 災害補償報告書（補償種類別）
- 第20 災害補償報告書（傷病・障害等級別）
- 第21 災害補償報告書（災害認定状況）
- 第22 災害補償報告書（事由別公務災害認定状況）
- 第23 災害補償報告書（態様別通勤災害認定状況）
- 第24 災害補償報告書（第三者加害事故等発生状況）
- 第25 災害補償報告書（補償の免責状況）
- 第26 福祉事業報告書
- 第27 特別給付金支給報告書

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊に所属する隊員及び隊員であつた者（以下「隊員等」という。）の公務災害又は通勤災害に対する補償及び福祉事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補償法 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）をいう。
- (2) 規則16-0 人事院規則16-0（職員の災害補償）をいう。
- (3) 規則16-3 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）をいう。
- (4) 規則16-4 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）をいう。
- (5) 運用通達 災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚-905）をいう。
- (6) 様式通達 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補-182）をいう。
- (7) 認定権者 防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号。以下「訓令」という。）第3条第1項第6号の実施機関の長である陸上幕僚長及びその権限の一部の委任を受ける方面総監をいう。
- (8) 業務隊長等 駐屯地業務隊長、駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては駐屯地業務を担当する部隊等の長、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長、自衛隊地方協力本部長をいう。
- (9) 機関等 訓令第3条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関をいう。
- (10) 公務災害 公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。
- (11) 通勤災害 通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

（権限の委任及び管轄区分）

第3条 訓令第3条第2項の規定に基づき、補償及び福祉事業を実施する権限の一部を、次表左欄に掲げる者に委任し、その権限区分は、当該中欄に、その管轄区分は右欄に掲げるとおりとする。

権限の委任を受ける者	権 限 区 分	管 轄 区 分
方面総監	1 公務災害・通勤災害の認定 2 平均給与額の決定 3 負傷又は疾病が治癒したことの認定 4 障害等級の決定 5 補償金額及び支給の決定（年金たる補償を除く。）	1 方面総監の指揮監督する部隊等の隊員等 2 方面総監の指揮監督する部隊等に勤務を指定された即応予備自衛官

	6 規則16-3第2条に掲げる福祉事業(年金たる福祉事業を除く。)の実施についての承認 7 補償法第8条、第26条、第27条、第27条の2に定める権限	3 方面総監の指揮監督する自衛隊地方協力本部長の担当する予備自衛官及び予備自衛官補 4 方面総監の担当する警備区域内に居住する隊員であった者
業務隊長(駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては駐屯地業務を担当する部隊等の長) 中央業務支援隊長	1 療養補償の実施 2 補償金の支給 3 福祉事業の支給	1 駐屯地に所在する部隊等に所属する隊員 2 駐屯地に所在する部隊等に勤務を指定された即応予備自衛官 3 最寄り地域に居住する隊員であった者
自衛隊中央病院長		自衛隊中央病院に所属する隊員
自衛隊地方協力本部長		1 自衛隊地方協力本部に所属する隊員 2 自衛隊地方協力本部長の担当する予備自衛官及び予備自衛官補

- 2 機関等に勤務する陸上自衛官に係る管轄区分は、陸上自衛隊の駐屯地に所在する機関等については、当該駐屯地業務隊長等が権限の委任を受ける者とし、その他の機関等については、別紙第1のとおりとする。
- 3 前2項に規定する管轄区分は、災害発生時又は補償事由発生時をもって区分する。ただし、年金たるものの支給は、その都度陸上幕僚長が指示する者が行うものとする。
- 4 自衛隊中央病院長又は自衛隊地方協力本部長は、第1項の規定により担当する隊員が退職した場合、補償及び福祉事業の実施のため引き続き担当することが適当と判断した時は、同項の規定にかかわらず、管轄できるものとする。

第2章 補償及び福祉事業の実施手続

(特殊な災害の認定)

第4条 方面総監は、次の各号に掲げる災害について、公務災害の認定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。

- (1) 運用通達第2、「1 公務上の負傷の認定」の(1)のキの(ケ)に掲げる災害
- (2) 運用通達第2、「1 公務上の負傷の認定」の(6)に該当する災害
- (3) 運用通達第2、「2 公務上の疾病の認定」の(3)のキに該当する災害(疾病の程度が軽度で、かつ容易に治癒する見込みのものを除く。)
- (4) 運用通達第2、「2 公務上の疾病の認定」の(4)に該当する災害

2 方面総監は、次の各号に掲げる災害について、通勤災害の認定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。

- (1) 補償法第1条の2第2項に該当する場合において発生した災害
- (2) 規則16-0第3条各号に該当する災害
- (3) 前各号に掲げるほか、「通勤による災害の認定について(通知)」(昭和48年11月

27日職厚一1029)によっても、なお、認定が困難であると認められる災害
(4) 運用通達第3、「4通勤による災害の認定」の(4)に該当する災害
(障害等級の決定)

第4条の2 方面総監は、障害等級の決定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。ただし、運用通達第10の6の各号に該当する障害のうち一の障害に係る障害等級の決定を行う場合は、この限りにない。
(補償事務主任者)

第5条 規則16-0第8条第1項の規定の例により設ける補償事務主任者は業務隊長等とする。

2 補償事務主任者は、災害補償関係法規に定めるもののほか被災隊員等又はその遺族が行う補償及び福祉事業に関する手続き等について助力及び助言を行い、その認定権者に当該文書の進達手続を実施するものとする。
(公務又は通勤災害発生等の通知)

第6条 所属長(予備自衛官及び即応予備自衛官にあっては訓練招集部隊長、予備自衛官補にあっては教育訓練招集部隊長)は、隊員等が次の各号の一に該当するときは、担当業務隊長等に通知するものとする。

- (1) 隊員等が公務災害及び通勤災害を受けたと認められる場合
- (2) 前号に掲げる災害により療養中の者が治癒したと認められる場合
- (3) 公務災害及び通勤災害により補償及び福祉事業を受けている隊員が異動又は退職する場合
- (4) 被災隊員等又はその遺族から公務災害及び通勤災害に該当する旨の申出があつた場合

2 教育機関の長は、入校又は入隊中の隊員に係る前項に規定する通知は、当該教育機関の所在する駐屯地の業務隊長等に行うものとする。
(遠隔地における災害の処置)

第6条の2 業務隊長等は、第3条第1項の表に掲げる管轄区分の隊員等が部隊等の所在する駐屯地から離れた遠隔地で公務災害又は通勤災害を受けた可能性があるとして認めた場合、当該発生場所の最寄りの業務隊長等に調整の上、調査を依頼することができる。
(海上又は航空自衛官の処置)

第7条 業務隊長等は陸上幕僚長の監督する部隊等に補職されている海上自衛官又は航空自衛官が公務災害又は通勤災害を受けた場合、公務(通勤)災害発生報告書(様式別紙第2)に示された内容を、当該隊員を管轄する補償事務主任者に通知するものとする。(法定第3号)

2 業務隊長等は自衛隊情報保全隊のうち、地方情報保全隊に補職されている海上自衛官又は航空自衛官が公務災害又は通勤災害を受けた場合、公務(通勤)災害発生報告書(様式別紙第2)に示された内容を、当該隊員を管轄する補償事務主任者に通知するものとする。
(法定第3号)
(災害補償診断書等)

第8条 業務隊長等が災害の調査又は報告及び補償又は福祉事業の実施に必要とする診断書等の内容は、別紙第3によるものとし、自己の指定する医師に作成を依頼し、添付資料とするものとする。

2 前項の規定による診断書等の作成を依頼する場合は、その使用区分に従い、必要とする事項については、これを明示して行うものとする。
(公務又は通勤災害の報告)

第9条 業務隊長等は、探知した災害(職務上、発生したことを知った災害をいい、第6条第1項第1号及び第4号の規定により通知を受けた災害を含む。以下同じ。)が公務災害又は通勤災害であると判断したときは、速やかに当該災害の認定権者に報告するものとする。(法定第3号)

2 前項の報告は、公務(通勤)災害発生報告書(様式別紙第2)に、診断書等その他災害の

認定に必要な資料を添付して行うものとする。

3 隊員等の死亡に係る報告は、前項の資料のほか、補償法第16条又は第17条の5に規定する遺族の順位等（年金又は一時金の受給資格要件を含む。）を明らかにする書類を添付して行うものとする。

4 第6条第2項の通知を受けた業務隊長等は、公務（通勤）災害発生報告書（様式別紙第2）の様式をもって、当該隊員を管轄する業務隊長等に通知するものとする。

第9条の2 業務隊長等は、第6条の規定により通知を受けた災害が第4条第1項第4号又は同条第2項第4号に該当する災害であって、当該災害が公務上の災害又は通勤による災害に該当する可能性があるとして認められる場合には、第9条第1項又は第10条の規定による報告に先立ち、直ちに次に掲げる事項を認定権者に報告するものとする。

- (1) 被災隊員等の所属、階級、氏名、生年月日及び職務
- (2) 疾病名及び災害の概要
- (3) 公務上の災害又は通勤による災害の可能性があるとして認められる理由
- (4) その他必要となる事項

2 業務隊長等は、第7条又は第9条第4項に規定する手続を要する隊員にかかわる災害が第4条第1項第4号又は同条第2項第4号に該当する災害である場合には、前項の例により当該隊員を管轄する補償事務主任者又は業務隊長等に通知するものとする。

3 方面総監は、第1項の報告を受けた場合において、当該災害が公務上の災害又は通勤による災害に該当する可能性があるとして認められる場合には、直ちにその内容を陸上幕僚長に報告するものとする。

（国際平和協力活動等従事中の災害に係る特例）

第10条 国際平和協力業務、国際緊急援助活動又は海賊対処行動に従事する部隊の長（以下「国際平和協力活動部隊の長」という。）は、当該部隊に所属する隊員が第6条第1項各号の一に該当するときは、陸上総隊司令官に報告するものとし、報告を受けた陸上総隊司令官は、当該隊員の前所属部隊等を管轄する業務隊長等に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた業務隊長等は、当該災害が公務災害又は通勤災害であると判断したときは、様式別紙第2-2により、当該災害の認定権者に報告するものとする。（法定第15号）

3 国際平和協力活動部隊の長は、当該部隊に所属する隊員の受けた災害が、公務災害又は通勤災害によるものと判断し、かつ、死亡等のため緊急に当該災害の認定権者に対する報告を要する場合には、第1項の通知を行うことなく、様式別紙第2-2により当該災害の認定権者に報告するものとする。（法定第15号）

4 前項の報告を受けた認定権者は、当該災害を公務災害又は通勤災害と認定したときは、担当業務隊長等を指定し、補償及び福祉事業を実施させるものとする。

5 個人派遣の隊員が、公務災害又は通勤災害を受けたと認められる場合は、第6条第1項により通知を受けた当該隊員を管轄する業務隊長等は、様式別紙第2-2により、速やかに当該災害の認定権者に報告するものとする。（法定第15号）

（業務隊長等の判断及び処置）

第11条 業務隊長等は、探知した災害が公務災害又は通勤災害でないと判断した時は、その所属長に通知するものとする。ただし、第6条第1項第4号の規定による通知を受けた場合は、被災隊員等又はその遺族に対しても通知するものとする。

2 前項の通知によるも、なお第6条第1項第4号に定める再度の申出があつた場合は、当該認定権者に災害の状況等を第9条の規定の例により報告するものとする。（法定第3号）

（災害認定の通知）

第12条 認定権者は、隊員等の受けた災害について、公務災害又は通勤災害と認定したときは規則16-0に規定する公務（通勤）災害補償通知書を当該業務隊長等を経て災害を受けた隊員等又は遺族に通知するものとする。

2 方向総監は、死亡に係る前項の通知を行った時は、死亡者諸給付等報告書（様式別紙第4）

に掲げる事項を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。(法定第4号)

3 認定権者は、隊員等の受けた災害について、公務災害又は通勤災害でないと認定したときは、公務(通勤)災害非該当通知書(様式別紙第5)を第1項の例により通知するものとする。

4 方面総監は、前項の通知を行ったときは、当該通知書の写し及びこれに係る関係書類を陸上幕僚長に送付するものとする。

(損害賠償等に係る事務の調整等)

第13条 業務隊長等は、補償の原因となった災害が第三者の行為によって生じたものである場合に、前条第1項の規定により通知書を受領したときは、速やかに当該第三者又は自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に係る管轄店等に対して、当該災害に係る損害賠償の有無等及び補償の実施の予定等について調整し、あらかじめ、補償の免責又は補償実施に伴う求償の事務に備えるものとする。

2 業務隊長等は、前項の場合において、損害賠償が行われたことにより補償の免責が行われることとなったときは、当該免責に係る補償の種類及び金額を明確にして記録するものとする。

3 業務隊長等は第1項に規定する調整の結果により、補償を実施したときは、速やかに賠償実施権者(陸上自衛隊損害賠償実施規則(陸上自衛隊達第34-5号)第3条に規定するものをいう。)と調整し第三者に対する求償を行う必要があると認める時は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則(陸上自衛隊達第16-1号)第8条の規定に基づく債権発生の通知を行うものとする。

(療養補償の実施)

第14条 業務隊長等は、療養補償を実施するに当たっては、原則として自らが医療機関を指定し、公務災害又は通勤災害の医療の実施を依頼することにより行うものとする。

2 業務隊長等は、前項の規定により指定した医療機関から、療養費の請求を受けた場合は、その請求の内容を審査した上、当該経費の支払を相当する資金前渡官吏に療養費(療養補償)支払指示書(様式別紙第6)を送付し、療養補償を実施するものとする。

3 業務隊長等は、被災隊員等から様式通達に定める療養補償請求書の提出を受けたときは、前項の例により療養補償を実施するものとする。

(通勤災害に係る一部負担金の徴収)

第15条 業務隊長等は、通勤災害を受けた者(規則16-0第36条各号に掲げる者を除く。)に係る療養補償を実施したときは、補償法第32条の2に定める一部負担金の徴収等について陸上自衛隊債権管理事務取扱規則第8条及び第11条の規定に基づく債権発生の通知を行うものとする。

(補償の請求又は福祉事業の申請)

第16条 補償(療養補償を除く。)又は福祉事業を受けようとする者は、様式通達に規定する請求書又は申請書を、管轄する業務隊長等を経て当該補償又は福祉事業の支給決定権者に提出するものとする。

2 業務隊長等は、前項の申請書を受理した場合は、福祉事業につき期間及び経費の見込み等を必要とするものは、医師と調整の上、これを明らかにする書類を整え、介護補償の請求に係るものについては、診断書等、補装具の申請に係るものについては、その必要性、種目等を明記した診断書等と所要経費の見積書を添付して、これを支給決定権者に進達するものとする。

3 業務隊長等は、補装具の申請にあたっては、その基準の範囲内の価格のものとするのが適当でないと認めるもの又は基準が定められている補装具以外の補装具の支給が必要と認められるものについては、所要の意見を付して支給決定権者に進達するものとする。

4 業務隊長等は、第1項の規定により請求書又は申請書を受理した場合は、所属長の証明を受けた給与額を基に平均給与額を算定し、支給決定権者に進達するものとする。

- 5 方面総監は、補償の請求又は福祉事業申請に係るもののうち、年金たる補償、年金たる福祉事業及び第3項に該当すると認められるものについては、所要の意見を付して、当該請求書、申請書及び災害関係書類を添付して陸上幕僚長に上申するものとする。

(補償又は福祉事業の通知)

第17条 支給決定権者は、補償の支給を決定したときは、補償の支給決定通知書(様式別紙第7)を、福祉事業の実施を承認したときは、福祉事業承認通知書(様式別紙第8)を当該管轄業務隊長等を経て補償又は福祉事業を受ける者に通知するものとする。

- 2 前条第1項の請求又は申請が、補償を行うべき事由に該当しないものと決定したときは補償非該当通知書(様式別紙第9)を、福祉事業を行うべき事由に該当しないものと承認したときは、福祉事業不承認通知書(様式別紙第10)を前項の例により通知するものとする。
- 3 方面総監は、隊員等の死亡に係る第1項の通知を行った時又は前項の通知を行った時、次の各号に掲げる書類を陸上幕僚長に送付するものとする。

(1) 公務(通勤)災害発生報告書

(2) 公務(通勤)災害補償通知書

(3) 補償の請求書、福祉事業の申請書

(4) 補償の支給決定通知書、福祉事業の承認通知書又は補償非該当通知書、福祉事業不承認通知書

(補償金等の支給)

第18条 業務隊長等は補償の支給決定通知書、福祉事業の承認通知書を受領したときは、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に、当該通知書の写しを添えて、災害補償金等支払指示書(様式別紙第11)を送付するものとする。

- 2 年金たるものの、第2回目以降の支給は支払期月の前月の末日(ただし、2・3月分については4月上旬)までに、前項の例により行うものとする。
- 3 業務隊長等は、補装具に係る承認通知書を受領したときは、速やかに補装具の調達を行い、当該申請者に補装具の支給を行うものとする。

(年金の担保貸付)

第19条 年金受給権者から、補償法に基づく年金の担保貸付取扱に関し支給状態証明書の証明依頼を受けた担当業務隊長等は、順序を経て陸上幕僚長に進達するものとし、陸上幕僚長が認証した証明書を当該依頼者に交付するものとする。

- 2 業務隊長等は、担保権を設定した年金に係る前条に規定する災害補償金等支払指示書については、返済に充当することとなる年金分のみを別葉とし、原則として国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)が指定した銀行預金口座を明記するものとする。
- 3 業務隊長等は、資金前渡官吏から前項の規定による年金の支払を行った旨の通知を受けたときは年金受給権者の氏名、年金証書の記号番号、年金の支払額、支払期月及び支払日を記載した支払明細書を公庫及び年金受給権者に送付するものとする。
- 4 業務隊長等は、規則16-4第11条(第11条の4において準用する場合を含む。)及び第16条に規定する手続並びに年金証書の記載事項(年金の額に係る記載事項を除く。)の変更について公庫から届出を受けたときは、その旨を順序を経て陸上幕僚長に進達し、改正された通知書等を公庫及び年金受給権者に送付するものとする。

(補償又は福祉事業実施の移管)

第20条 補償又は福祉事業を受けている隊員等が、第3条に規定する管轄区分を異にして異動する場合は、業務隊長等は、引き続き補償又は福祉事業の実施を必要と認めるときは、異動後の補償又は福祉事業の実施を管轄する業務隊長等に移管するとともに、認定権者に移管文書の写しを送付するものとする。ただし、認定権者を異にして異動する場合は、次項に規定する書類等を添えて認定権者に上申するものとする。

- 2 前項の移管は、災害補償関係書類及び異動直前における傷病の経過、予後の治療の要否及び見込み等について記載した診断書等を添付して行うものとする。

- 3 第1項ただし書に規定する場合の移管は、認定権者が、業務隊長等の上申に基づき移管するものとする。
- 4 年金たる補償を受けている者が、第3条に規定する管轄区分を異にして異動したときは、業務隊長等は、災害補償関係書類を添えて、認定権者に上申するものとする。
- 5 陸上幕僚長は、前項の上申を受理した場合、次の各号のとおりとする。
 - (1) 方面総監の管轄区分に属さないものであるときは、速やかに異動後の補償の実施について管轄する業務隊長等を指定し、異動後の補償を実施させるものとする。
 - (2) 方面総監の管轄区分に属するものであるときは、異動後の補償の実施について管轄する方面総監に、前項に規定する災害補償関係書類を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。
- 6 方面総監は、第4項の上申を受理した場合、次の各号のとおりとする。
 - (1) 引き続き自己の管轄区分に属するものであるときは、速やかに異動後の補償の実施について管轄する業務隊長等を指定し、異動後の補償を実施させるものとする。
 - (2) 自己の管轄区分に属さないものであるときは、陸上幕僚長の承認を得て、異動後の補償の実施について管轄する方面総監に、第4項に規定する災害補償関係書類等を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。
 - (3) 方面総監の管轄区分に属さないものであるときは、陸上幕僚長に、第4項に規定する災害補償関係書類等を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。
- 7 方面総監は、部隊の改編等により業務隊長等が自己の管轄区分に属さないこととなった場合は、新たな認定権者に災害補償関係書類を添えて移管するものとする。

(災害補償の治癒報告)

- 第21条** 業務隊長等は、療養補償を受けている隊員等が治癒したと認めるときは、その旨を当該隊員等及び部隊等の長に通知するとともに、災害補償治癒報告書(様式別紙第12)に、傷病の経過及び現症について記載した診断書等及び入・退院等の受診経過を明らかにする資料を添付して、当該隊員等を管轄する認定権者に報告するものとする。(法定第5号)
- 2 認定権者、前項の報告を受理した場合は、これを審査し、治癒していると認めるもの(年金に係るものについては、あらかじめ陸上幕僚長に協議して)について、様式通達に規定する治癒認定通知書をもって第12条第1項の規定の例により通知するものとする。

(更生指導)

- 第22条** 業務隊長等は、次により、更生指導業務の実施に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第13号)に基づく更生指導を受けることを希望する者の有無を調査して、更生指導希望者名簿(様式別紙第13)をもって、陸上幕僚長又は方面総監に通知するものとし、陸上幕僚長又は方面総監は、当該名簿を取りまとめて自衛隊中央病院長に通知するものとする。
- (1) 次年度の4月から更生指導を受けることを希望する者の有無について、毎年10月1日現在において調査し、陸上幕僚長又は方面総監にあっては、10月末日までに、業務隊長等にあっては、10月20日までにそれぞれ通知するものとする。
 - (2) 10月から更生指導を受けることを希望する者の有無について、毎年4月1日現在において調査し、陸上幕僚長又は方面総監にあっては、4月末日までに、業務隊長等にあっては、4月20日までにそれぞれ通知するものとする。

第3章 帳簿、記録及び報告

(災害補償原簿等)

- 第23条** 陸上幕僚長又は方面総監は、災害補償原簿(様式別紙第14)及び災害補償通知簿(様式別紙第15～別紙第17)を備え、災害の認定、補償の決定及び福祉事業の承認並びに治癒の認定等に係る通知書番号等を記録するとともに、災害の報告、補償の請求及び福祉事業の申請等に係る受理及び処理の状況を把握しておくものとする。
- 2 業務隊長等は、災害補償台帳(様式別紙第18)を備え、災害の調査及び報告、補償の請求、福祉事業の申請等の処理状況を把握しておくものとする。

(記録)

第24条 業務隊長等は、規則16-4第29条に規定する記録簿を備え、必要事項を記録しておくものとする。

(報告)

第25条 方面総監及び業務隊長等は、年度内に実施した補償及び福祉事業の実施状況を、別紙第19から別紙第27までの様式により、方面総監にあつては次年度の4月20日までに陸上幕僚長に、業務隊長等にあつては、次年度の4月10日までに方面総監又は陸上幕僚長に報告するものとする。(法定第6号)

2 方面総監は、毎年4月20日までに、規則16-4第32条に規定する療養の現状報告書であつて、当該年に3年以上にわたつて療養補償を受けている者から報告されたものの写しに関係資料を添えて陸上幕僚長に提出するものとする。(法定第14号)

附 則

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月12日陸上自衛隊達第32-8-1号)

この達は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日陸上自衛隊達第122-132号)

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日陸上自衛隊達第32-8-2号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日陸上自衛隊達第32-8-3号)

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則 (平成12年12月14日陸上自衛隊達第32-8-4号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日陸上自衛隊達第32-8-5号)

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成15年3月7日陸上自衛隊達第32-8-6号)

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月9日陸上自衛隊達第32-8-7号)

この達は、平成16年1月9日から施行する。

附 則 (平成18年3月26日陸上自衛隊達第32-8-8号)

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日陸上自衛隊達第32-8-9号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日陸上自衛隊達第32-8-10号)

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日陸上自衛隊達第32-8-11号)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月23日陸上自衛隊達第32-8-12号)

この達は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日達第32-8-13号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日陸上自衛隊達122-235号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日陸上自衛隊達第122-238号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年5月17日陸上自衛隊達第32-8-14号）

この達は、平成23年5月17日から施行する。

附 則（平成28年3月30日陸上自衛隊達第32-8-16号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月8日陸上自衛隊達第32-8-17号）

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（平成30年3月23日陸上自衛隊達第32-8-18号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達第122-302号）

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

機関等に勤務する陸上自衛官に係る担当駐屯地業務隊長等

権限の委任を受ける者	管轄区分
中央業務支援隊長	防衛医科大学校
札幌駐屯地業務隊長	北海道防衛局
帯広駐屯地業務隊長	北海道防衛局帯広防衛支局
八戸駐屯地業務隊長	防衛装備庁下北試験場
仙台駐屯地業務隊長	東北防衛局
大宮駐屯地業務隊長	北関東防衛局
座間駐屯地業務隊長	防衛装備庁陸上装備研究所
武山駐屯地業務隊長	防衛大学校
	南関東防衛局
守山駐屯地業務隊長	防衛装備庁岐阜試験場
	近畿中部防衛局東海防衛支局
伊丹駐屯地業務隊長	近畿中部防衛局
海田市駐屯地業務隊長	中国四国防衛局
福岡駐屯地業務隊長	九州防衛局
大村駐屯地業務隊長	九州防衛局長崎防衛支局
健軍駐屯地業務隊長	九州防衛局熊本防衛支局
那覇駐屯地業務隊長	沖縄防衛局
その都度示す最寄りの駐屯地業務隊長等	その他

別紙第2 (第7、第9、第11条関係)
1号紙

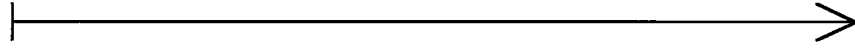
認定機関名		業務隊長等	
原簿番号		台帳番号	
		発簡番号 発簡年月日	
殿		発簡者名 印	
公務(通勤)災害発生報告書 (法定第3号)			
1 災害の概要			
2 災害を受けた者	所属(駐屯地)	()	
	ふりがな 官職氏名 生年月日(年齢)	(G)	年 月 日生 (歳)
3 補償を受ける者	現住所		
	ふりがな 氏名(続柄) 生年月日	()	年 月 日生
4 災害の内容	発生日時	令和 年 月 日() 時 分頃	
	発生場所		
	傷病名 (病名決定にかか る医療機関名)	傷病名 傷病の部位	程度 ()
5 隊員等又は遺族から申し出があった場合の内容			

6 災害発生の状況等			
(1) 職務従事を説明する根拠命令等			
(2) 恒常業務及び災害発生当時の職務内容、地位等			

氏名

(6) 災害発生時から報告までの療養状況及び休務、就業の状況
(就業の状況)

(療養状況)



7 公務・通勤上(外)の災害と判断した理由

8 添付資料等の名称及び部数

- 診断書 現場見取図 現認書 医師の意見書 身体歴 解剖記録
 交通事故証明 その他の資料 ()

9 業務隊長等の調査事項

- (1) 調査担当者
(2) 調査の時期
(3) 調査の方法、内容(場所、関係、資料等)

この災害について、上記のとおり調査確認し、この報告書を作成した。

令和 年 月 日

所属

官職

氏名

印

- (注) 1 災害の概要については、「銃剣道練成訓練中の転倒による左膝内側側副靭帯損傷」、出勤途上の自動車事故による頸部損傷」等、概要を簡潔に記載すること。
2 災害発生の状況において文章のみで表現し難いとき、また器材等の名称構造、部位等の関係について理解が困難な場合は、要図・写真等を添付すること。
3 現認書は、現認者が前ページの「(3) 災害発生の状況」及び「(5) 災害発生の原因」欄を確認後、押印した場合は不要。ただし、発生の状況が複雑で認定が困難と思われる場合は添付すること。
4 通勤による災害における交通事故証明書は、自動車安全運転センターにて入手すること。添付すべきその他の資料として通勤届の写し、退勤時の災害については部隊等の長の勤務証明等がある。
5 調査に際して取得した書類は全て「9 (3) 調査の方法、内容」欄に明記し、一件書類とともに保管しておくこと。

診 断 書（意見書、病歴書）

1 災害を受けた者の所属（住所）、階級、氏名、生年月日

2 傷病名

3 初診時の状況及び診察所見

（1）初診年月日

（2）問診等の内容

ア 発生又は発症の時期

イ 発生又は発症に至る経緯状況

ウ 発生又は発症から初診までの経過

エ 初診時の主訴

（3）診察所見、検査内容・所見

（自覚症状に対する他覚的所見等について、傷病部位、創傷等の状態を具体的に記載する。）

（4）診断等区分（入院、通院その他就業に関する医師の指示事項等）

注：休業補償、障害補償の請求、移管の実施、治癒報告又は福祉事業の申請等に資料として用いる場合は「現病歴」として要約する。

4 経過

（傷病（症状）の経過、処置内容、検査結果等について具体的に記載する。）

5 現症及び予後（症状固定状態にある場合は、その旨記載する。）

（傷病部位の症状等の状態について、器質的異常がある場合は、写真又は要図等により、また、機能的異常のある場合は、その状態（関節の角度測定等を含む。）等を具体的に記載する。）

6 傷病の原因又は障害の状態に対する意見

死亡者諸報付等報告書
(法定第4号)

実施機関名

□公務上の災害 □通勤による災害

所属部 隊	() 災害発生年月日	・ ・	災害の概要
階級 号 俸	号俸(月額)	死 亡 年 月 日	
氏名及び年齢等名日柄	(. . . 生当時 歳)	認 定 年 月 日	
遺族の氏名等名日柄		入 隊 年 月 日	傷病名
氏生及び		最 終 昇 給 年 月 日	
		最 終 昇 任 又 は 昇 格 年 月 日	
		退 職 年 月 日	
遺族の住所	その他の給付(円)		平均給与額等
	国家公務員災害補償法による給付(円)	退 職 手 当	平均給与額 (適用条項)
遺族補償一時金		特 別 弔 慰 金	
葬祭補償		賞 じ ゅ つ 金	
遺族特別支給金			退職手当 (適用条項)
遺族特別支援金			(勤続期間 年 箇月)
遺族特別給付金			
計		計	適用 □船員特例 □5割加算特例
遺族補償年金			一時金
遺族特別給付金			年金計
計		計	

規格：日本産業規格A4

注 最終昇任又は昇格年月日欄は、自衛官にあっては最終昇任年月日とし、事務官等にあっては最終昇格年月日とする。

別紙第5（第12条関係）

通知番号

文書日付

（災害を受けた者又は遺族の氏名）殿

（認定権者）官職氏名

印

公務（通勤）災害非該当通知書

下記1の災害について、2の理由により公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定したので通知します。

なお、この認定について不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができます。

1 公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定した災害

- （1） 災害を受けた者の被災当時の所属、階級及び氏名
- （2） 認定した傷病名、死亡の原因又は障害の状態
- （3） 認定した災害の発生年月日及び場所

2 認定した理由

別紙第6（第14条関係）

発簡番号

発簡日付

（資金全渡官吏）殿

（業務隊長等）



療養費（療養補償）支払指示書

下記1の災害について、公務上の（通勤による）災害と認定された（認定される予定である）ので、2の部外医療機関における療養に要した費用について支払を実施された
い。

- 1 公務上の（通勤による）災害と認定された災害
 - （1） 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
 - （2） 傷病名

- 2 医療機関の所在地及び名称

- 3 医療費支払の対象となる期間

- 4 医療費支払先の所在地及び名称

補償を受けるべき者の氏名 殿

（支給決定権者）官職氏名

印

_____支給決定通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第 条の規定により下記1の災害について、2のとおり補償を支給することと決定したので通知します。

記

- 1 補償の原因となった災害
 - (1) 災害の認定に係る認定機関名
 - (2) 公務（通勤）災害補償通知書番号及び日付
 - (3) 補償の原因となる傷病名及び障害の状態又は死亡の原因
 - (4) 災害発生年月日

- 2 支給を決定した補償
 - (1) 休業補償の場合
 - ア 支給対象期間
 - イ 補償金額
 - (2) 介護補償の場合
 - ア 介護状態の区分
 - イ 支給対象期間
 - ウ 補償金額
 - (3) 障害補償年金又は傷病補償年金の場合
 - ア 障害又は傷病等級
 - イ 補償の年額
 - ウ 支給事由発生年月日及び支給開始の時期
 - (4) 障害補償一時金の場合
 - ア 障害等級
 - イ 補償金額
 - ウ 支給事由発生年月日
 - (5) 遺族補償一時金又は葬祭補償の場合
 - ア 補償金額
 - イ 支給事由発生年月日
 - (6) 遺族補償年金の場合
 - ア 補償の年額
 - イ 遺族補償年金の額の算出の基礎となった遺族の氏名
 - ウ 支給事由発生年月日及び支給開始の時期

- 注：1 1(2)は、介護補償の場合、「障害(傷病)補償年金支給決定通知書番号及び日付」とする。1(3)は、休業補償、介護補償又は傷病補償年金の場合、「補償の原因となる傷病名」とし、障害補償の場合、「補償の原因となる傷病名及び障害の状態」とし、遺族補償又は葬祭補償の場合、「死亡の原因」とする。1(4)は、休業補償又は介護補償の場合、未記載とする。
- 2 休業補償、傷病補償年金又は障害補償の場合において、補償法第14条の規定を適用するものであるときは、その理由並びに期間及び減額される金額を記載する。
- 3 補償法第5条第2項又は第6条第2項が適用されるものであるときは、免責額(年金に係るものにあつては、免責期間(年金の支給停止期間)及び免責期間経過後の支給開始期間を含む。)等を記載する。
- 4 補償法附則第10項又は第14項が適用されるものであるときは、補償の支給停止期間等を記載する。
- 5 41年改正法(昭和41年法律第67号をいう。)附則第8条が適用されるものであるときは、補償の支給調整額等を記載する。

通知書番号

文書日付

〔申請者の所属又は住所〕
申請者の氏名〕 殿

（承認権者） 官職氏名

印

福 祉 事 業 承 認 通 知 書

下記のとおり福祉事業の実施を承認したので通知します。

記

- 1 福祉事業の種類
- 2 福祉事業の内容
- 3 その他必要な事項

通知書番号

文書日付

〔請求者の所属又は住所〕
請求者の氏名 殿

（決定権者） 官職氏名

印

_____補償非該当通知書

下記1の請求に係る_____補償について、2の理由により支給を行わないものと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができます。

記

1 請求の内容等

- (1) 請求者氏名
- (2) 請求書日付
- (3) 補償の種類等

2 決定した理由

通知書番号

文書日付

〔申請者の所属又は住所〕
申請者の氏名 殿

（承認権者） 官職氏名

印

福祉事業不承認通知書

下記1の申請に係る福祉事業について、2の理由により福祉事業を行わないものと決定したので、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して措置の申立てをすることができます。

記

1 申請の内容等

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請書日付
- (3) 福祉事業の種類・内容等

2 決定した理由

発簡番号

発簡日付

(資金前渡官吏) 殿

(業務隊長等)



災 害 補 償 金 等 支 払 指 示 書

下記 1 の災害について、2 の補償 (福祉事業) を行うものと決定されたので、補償金 (福祉事業費用等) の支払を実施されたい。

記

- 1 補償支給 (福祉事業実施) の原因となった災害
 - (1) 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
 - (2) 傷病名及び障害の状態又は死亡の原因

- 2 支給を決定された補償 (承認された福祉事業)
 - (1) 補償 (福祉事業) を受けるべき者の所属 (住所)、階級 (続柄) 及び氏名
 - (2) 補償の種類 (福祉事業の種類・内容)
(傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金又は福祉事業については、支給対象期間を含む。)
 - (3) 補償金額 (福祉事業の支給金額)

- 3 補償金 (福祉事業費用等) の支払先の所在地及び名称

発簡番号

発簡日付

（あて先） 殿

（業務隊長等）

印

災 害 補 償 治 癒 報 告 書

（法定第5号）

- 1 認定機関名
- 2 公務災害（通勤災害）補償通知書番号及び日付
- 3 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
- 4 傷病名及びその状態
- 5 災害発生年月日及び治癒年月日
- 6 その他必要な事項

更生指導希望者名簿

所属 (駐屯地) ふりがな 階級、氏名、生年月日 (職種) (認番)	出身 県 家族の状況 (最終学歴)	傷 病 名	障 害 の 程 度 (等級、号の区分)	発 生 年 月 日 (治愈年月日)	補 装 具 の 有 無、 使用状況	希 望 する 理 由	治 癒 後 の 職務内容	希 望 する 入所期間

規格：日本産業規格 A 4

- 注：1 障害の程度欄は、障害の程度、現状がよく分かるように具体的に記入する。
 2 治愈後の職務内容欄は、日時の順に、期間を含めてその内容を具体的に記入する。
 3 承認された場合に、扶養家族等を帯同する者は、家族の状況欄にその旨を記入する。
 4 希望者について各人ごとに、所属長の意見書 (本人の生活及び技能上の長所、短所、その他指導上必要事項等) を添付する。

災害補償原簿

整理番号	災害の報告						補償の請求、福祉の申請							
	報告実施機関名	(公務、通勤区分) 受理年月日 (発生年月日)	所住階氏	所属又は所級名	公務、非公務の別又は通勤の災害該当の別 該通知書日付	治癒認定通知書日付 (治癒年月日)	備考	進機	達名	(公務、通勤区分) 受理年月日	請求、内容	請求、内容	決定、承認事項の通知書日付	備考

規格：日本産業規格A4

災害補償通知簿 (災害補償通知書)

認定通知書番号	通知書付日	災害補償原簿整理番号	階級、氏名	災害発生日	駐屯地	公務災害補償通知書			通勤災害補償通知書			
						公務、非公務の別認定事由区分	原因区分	備考	該当、非該当の別出、退勤区分	経路区分	備考	

規格：日本産業規格A4

注：1 次に掲げる各欄の記入要領は次のとおりとする。

- (1) 認定事由区分欄：ア 負傷 (災害死)：「自己の職務遂行中」、「担当外の職務遂行中」、「出張」、「赴任」、「出勤」、「退勤」、「勤務上えん恨」又は「その他 (内容を簡略に記入する。)」
 イ 疾病 (病死)：「職業病」、「公務上負傷による疾病」、「脳疾患」、「心疾患」、「頸肩腕症候群」、「腰痛症」、「むち打ち症」又は「その他」
 ウ 演習訓練、「体育訓練」、「車両事故」、「航空機事故」、「艦船事故」、「整備作業」、又は「その他 (内容を簡略に記入する。)」
 - (2) 原因別区分欄：「演習訓練」、「体育訓練」、「車両事故」、「航空機事故」、「艦船事故」、「整備作業」、又は「その他 (内容を簡略に記入する。)」
 - (3) 経路等区分欄：「合理的経路上」、「逸脱後」又は「中断後」
 - (4) 備考欄：ア 報告等区分：「第11条報告」、「第12条報告」又は「第13条報告」、「第14条報告」、「再発」 (再発による認定の場合) 又は「判定」、「審査申立による認定の場合」
 イ 災害区分：「災害死」又は「病死」 (死亡の場合のみ)
 ウ その他：「第三者行為 (車両事故)」又は「第三者行為 (その他)」 (第三者行為災害によるもの認定の場合)
- 2 非公務と認定したもの及び通勤災害非該当と認定したのものについては、それぞれの通知欄は朱記するものとする。

災害補償通知簿 (補償・福祉の決定・承認通知書)

決定・承認通知書番号	通知書付日	災害補償原簿整理番号	階級氏名	公務災害				通勤災害					
				補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改定追給等	福祉事類・内容	金額	補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改定追給等	福祉事類・内容	金額		

規格：日本産業規格A4

注：補償の不支給又は福祉の不承認に係るものについては、公務災害欄又は通勤災害欄に朱記するものとする。

別紙第17 (第23条関係)

災害補償通知簿 (治癒認定通知書)

認定通知書番 号	通知書日付	災害補償原簿 整理番号	階 氏	級 名	備 考	認定通知書番 号	通知書日付	災害補償原簿 整理番号	階 氏	級 名	備 考

規格：日本産業規格A4

別紙第18 (第23条関係)

災害補償台帳

整理番号	災害の発生(調査)報告書				補償の請求、福祉の申請等				備考		
	(公務通勤分) 作成年月日 (発生年月日)	所属 階級 氏名	報告書 付 日	災害の発生(調査)報告書 災害補償通知 書等受理年月 日、公務、非 公務の別又は 通勤災害該 当、非該当の 別	通知書交付 年月日(受領 者氏名)	治癒認定通知書 交付年月日(又 は移管実施(上 申)年月日及び 移管先)	受理年月日 (提出年月日)	請求申請等 の内容		支給決定、承認 通知書受理年月 日及び補償、福 祉の種別、金額	通知書交付年月日 (受領者氏名)

規格：日本産業規格A4

災害補償報告書 (補償種類別)
(令和 年度分)
(法定第6号)

- 総括表
 事務官等
 自衛官
 自衛官候補生
 自衛官候補生
 学生
 生徒
 予備自衛官
 予備自衛官補
 即応予備自衛官
 予備自衛官補
 非常勤職員
 公務上の災害
 通勤による災害

実施機関名

補償の種類	件数等区分		件数		金額	翌年度へ継続する件数
	前年度からの継続	本年度発生	計	日数		
療養補償						
休業補償						
傷病補償						
障害補償	年					
	一時					
介護補償	年					
	一時					
遺族補償	年					
	一時					
葬祭補償						
障害補償	年					
障害補償	年					
遺族補償	年					
船員の特例	予備補償					
	行方不明補償					
計						

災害補償報告書 (傷病・障害等級別)
(令和 年度分)
(法定第6号)

- 総括表
- 事務官等
- 自衛官

- 自衛官候補生
- 生徒
- 自衛官
- 自衛官自衛官補

- 即応予備自衛官
- 予備自衛官
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

号	補償別		障害等級														傷病等級			
	等級	号	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第1級	第2級	第3級	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
準用																				
併合																				
繰上げ																				
加重																				
計																				
																				合計

実施機関名

災害補償報告書 (災害認定状況)
(令和 年度認定分)
(法定第6号)

- 総括表
 事務官等
 自衛官
 自衛官候補生
 学生
 生徒
 予備自衛官
 即応予備自衛官
 非常勤職員
 公務上の災害
 通勤による災害

実施機関名

認定区分	計	事故発生年度				年度	報告区分		
		令和年度	平成年度	平成年度	平成年度以前		規則16-0第20条前段の規定に基づく報告	被災職員等からの申出に基づく報告	再発その他
公務又は通勤による災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
公務又は通勤によらない災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
未処万件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
調査中	()	()	()	()	()	()	()	()	()
小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。

災害補償報告書 (態様別通勤災害認定状況)
(令和 年度認定分)
(法定第6号)

- 総括表
 事務官等
 自衛官
 自衛官候補生
 学生
 生徒
 予備自衛官
 即応予備自衛官
 予備自衛官補
 非常勤職員

実施機関名

通勤態様別	災害発生年度	計	令和		平成		年度以前
			年度	年度	年度	年度	
出勤途上	合理的経路上	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()
退勤途上	合理的経路上	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()	()

就業場所から勤務場所への移動※	()	()	()	()	()	()	()
単身赴任者赴任先住居と勤務先住居間の移動※	()	()	()	()	()	()	()

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。 ※は、通勤による災害認定件数の内数。

災害補償報告書(第三者加害事故等発生状況)
(令和 年度認定分)
(法定第6号)

- 総括表
 事務官等
 自衛官
 自衛官候補生
 生徒
 予備自衛官
 自衛官
 即応予備自衛官
 予備自衛官補
 非常勤職員

実施機関名

事故態様別	事故発生年度								
	計	令和	平成	年度	平成	年度	平成	年度	以前
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()
公務災害	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故	()	()	()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()	()	()	()
	国家賠償等に係る事故	()	()	()	()	()	()	()	()
通勤災害	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故	()	()	()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()	()	()	()
	国家賠償等に係る事故	()	()	()	()	()	()	()	()

注:()内は、死亡者を内数で示すこと。

災害補償報告書(補償の免責状況)
(令和 年度分)
(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

補償の種類	件数・金額	自動車による加害	自動車以外による加害	国家賠償等に係る事故	計
療養補償	免責件数	(件)	(件)	(件)	(件)
	免責額	(円)	(円)	(円)	(円)
休業補償	免責件数				
	免責額				
傷病補償年金	免責件数				
	免責額				
障害補償年金	免責件数				
	免責額				
障害補償一時金	免責件数				
	免責額				
介護補償	免責件数				
	免責額				
遺族補償年金	免責件数				
	免責額				
遺族補償一時金	免責件数				
	免責額				
葬祭補償	免責件数				
	免責額				
障害補償年金前払一時金	免責件数				
	免責額				
遺族補償年金前払一時金	免責件数				
	免責額				
計	免責件数				
	免責額				

福祉事業報告書
(令和 年度分)
(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

種類		事項	件数	個数又は日数等	金額	移送費又は 旅行費	合計額
外科		後処置					
補装具	支給	義肢					
		装具					
		義眼					
		補聴器					
		人工こう頭					
		車いす					
	再支給 修理						
リハビリテーション							
アフターケア							
休業援護金							
ホームヘルプサービス							
奨学援護金		大学生等					
		高校生等					
		中学生等					
		小学生等					
就労保育援護金							
傷病特別支給金							
障害特別支給金							
遺族特別支給金							
障害特別援護金							
遺族特別援護金							
長期家族介護者援護金							
合計							

特別給付金支給報告書

(令和 年度分)

(法定第6号)

- 総括表
 事務官等
 自衛官
 自衛官候補生
 生徒
 予備自衛官
 予備自衛官補
 自衛官候補生
 即応予備自衛官
 非常勤職員
 公務上の災害
 通勤による災害

実施機関名

件数等区分	件			数		金額	翌年度へ継続する件数
	前年度からの継続	本年度発生	計	発生	計		
特別給付金の種類							
傷病特別給付金							
障害特別給付金	年金						
	一時金						
遺族特別給付金	年金						
	一時金						
障害差額特別給付金							
計							

